

## 春日井市企業立地推進プロジェクト会議設置要綱

### (設置)

第1条 企業の工場又は研究所に関する立地に必要となる諸調整を迅速に行うため、庁内の関係部署で構成する春日井市企業立地推進プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 プロジェクト会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 春日井市開発行為等に関する指導要綱（平成3年4月1日施行）第37条に規定する事前協議及び春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成14年春日井市条例第30号）第5条に基づき提出される事業計画書のうち、建築物の主たる用途が工場又は研究所である場合において、次に掲げる事項に関する調整を行う。

ア 各課からの意見聴取

イ プロジェクト会議の開催

ウ 企業への申入れ

エ 企業からの申入れに対する回答

(2) 市内に建築しようとする工場又は研究所に係る企業立地の方針等に関する検討

### (組織)

第3条 プロジェクト会議は、会長、副会長及び別表に掲げる職にある職員からなる委員をもって組織する。

2 会長は、産業部長をもって充てる。

3 副会長は、まちづくり推進部長をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、プロジェクト会議の会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長又は会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクト会議は、必要に応じて、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 プロジェクト会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催することができない。

3 プロジェクト会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、プロジェクト会議の運営上必要があると認めるときは、第3条の委員以外の者をプロジェクト会議に出席させることができる。

(会議の特例)

第6条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に変えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開催することができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 プロジェクト会議の庶務は、産業部企業活動支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほかプロジェクト会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部市民安全課長

青少年子ども部保育課長

環境部環境政策課長

産業部企業活動支援課長

産業部農政課長

まちづくり推進部都市政策課長

まちづくり推進部建築指導課長

建設部道路課長

建設部公園緑地課長

建設部河川排水課長

上下水道部上下水道経営課長

上下水道部業務課長

消防本部消防救急課長